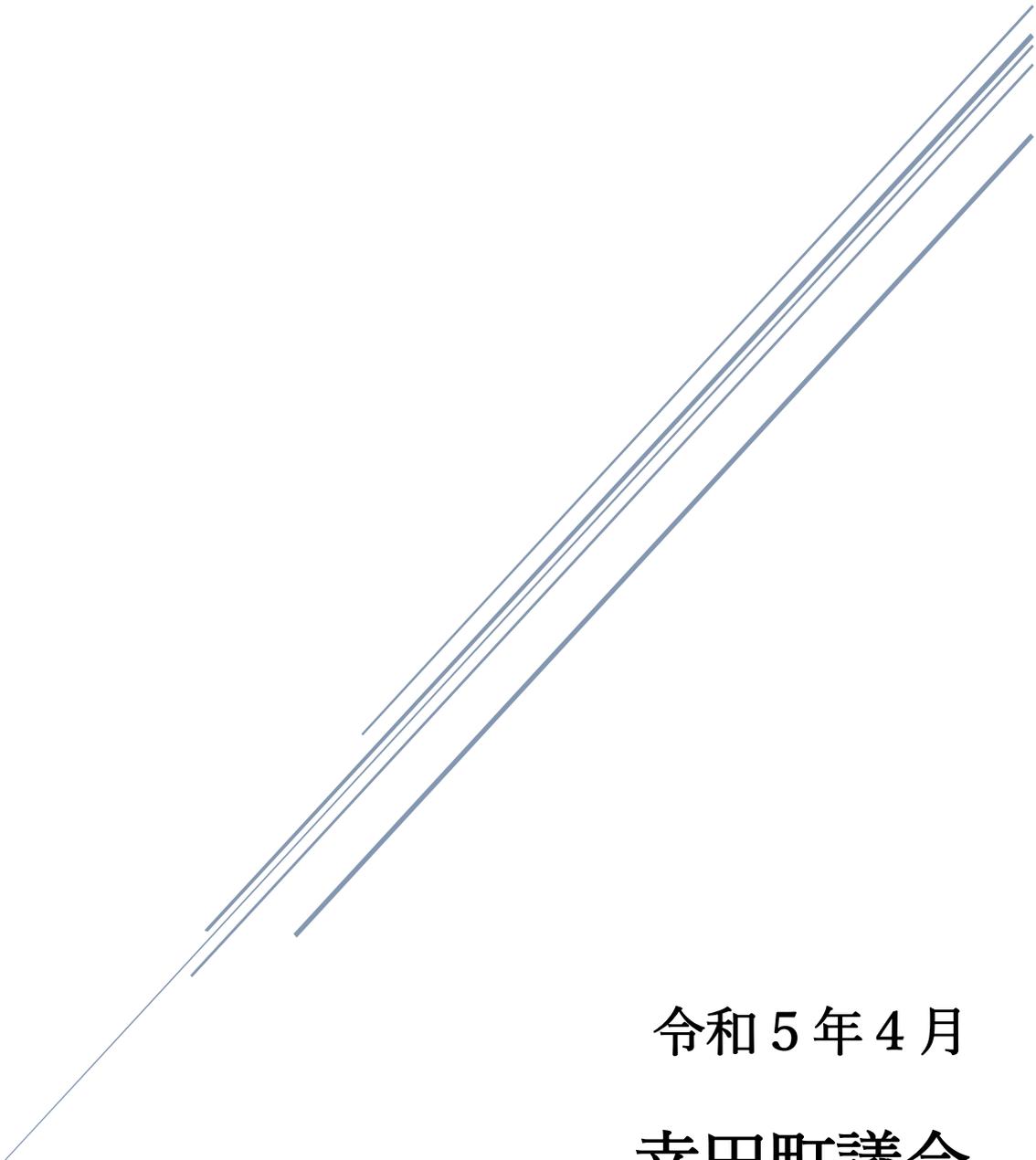


# 幸田町議会業務継続計画

(議会BCP)



令和5年4月

幸田町議会

○幸田町議会業務継続計画(議会BCP)

令和5年4月1日改訂

目次

1. 幸田町議会業務継続計画の目的	3
2. 災害時の議会及び議員の行動指針	3
(1) 議会の役割	
(2) 議員の役割	
3. 災害時の町との連携・協力関係	4
4. 議会BCPの発動基準	4
5. 業務継続に係る体制及び活動基準	5
(1) 業務継続(安否確認)体制の構築	5
①議会及び議員の体制	
②議会事務局職員の体制	
(2) 行動時期に応じた活動内容の整理	11
①行動形態	
②行動基準	
③議員の参集方法など	
(3) 議会審議を継続するための環境整備	16
①議場及び委員会室など	
②通信機器設備	
③備蓄品などの確保	
6. 情報収集	17
(1) 地域の災害情報の収集	
(2) 町対策本部と支援本部との情報共有体制の確立	
7. 議会BCPの発動の解除及び支援本部の廃止	18
8. 議会BCPの運用	18
議会BCPの見直し	
9. 計画の体系図	19
(1) 時系列にみる災害時の基本的行動パターン	

## 幸田町議会業務継続計画(議会BCP)

(2) 幸田町議会災害対策支援本部の対応(フロー)

10. その他の災害時の行動マニュアル ..... 2 2

(1) 台風などにより町対策本部が設置され、避難所が開設された場合

(2) 大規模被害が発生した場合

(3) 議会など開会時における町対策本部の設置に係る対応方針

別紙対応方針 ..... 2 3

別紙様式1 議員安否確認表

別紙様式2 議員参集状況調書及び災害被害状況報告書

別紙様式3 議員の安否確認などのメール文例

1. 幸田町議会業務継続計画の目的

大規模災害などの非常事態においても、二元代表制としての議決機関、住民代表機関としての議会は、迅速で正確な意思決定が必要となり、多様な町民ニーズに対応できる議会機能の維持を図るため、南海トラフ地震を始めとする大規模自然災害などの緊急事態が発生した際に、幸田町議会の迅速で適切な初動対応をはじめとした災害対応などについて必要な事項を定めることにより、もって災害被害の拡大防止、並びに議会機能の早期回復及び維持を図ることを目的とした幸田町議会業務継続計画(以下「議会BCP」という。)を策定するものである。

2. 災害時の議会及び議員の行動指針

(1) 議会の役割

議会は、行政の議決機関として、予算、決算、条例、重要な契約などの審議において、執行機関の事務執行状況をチェック・評価し、また、町の重要な政策形成において住民の代表者として地域性や町民ニーズを反映するなど、極めて重要な役割を担っている。

議会は、地域で大規模な災害が発生した非常事態においても、議会活動を機能停止することなく、適正で公正な議会運営により、この議会機能を保持する必要性が求められている。そのためには、様々な事態を想定することにより、議会としての災害対応体制を整えなければならない。また、災害時の初動対応、復旧・復興時においても、住民の代表機関として大きな責務と主体的役割を担う必要がある。

(2) 議員の役割

議員は、議会が議決機関としての基本的な機能を維持するために、その議会構成員としての役割を担うことが基本となる。

一方で、災害発生時においては、議員も地域の一員として被災した町民の救援・救護などの初動対応や被害の復旧・復興のための対応活動など、非常事態に即応したそれぞれの役割を求められる。議員は、議決機関としての議会機能を維持し根幹的な役割を十分に認識すると同時に、地域の救援・救護活動などに従事する役割も担うものである。

### 3. 災害時の町との連携・協力関係

災害発生時には、災害対応活動に主体的に当たるのは幸田町災害対策本部(以下「町対策本部」という。)をはじめとする執行機関であり、議会は、実際に主体的な役割を担うものではない。よって、議会は、議決機関としての役割が基本であり、その範囲内で様々な災害に対応することとなる。

特に災害時の初動期において、執行機関は、職員が災害情報の収集や応急対策業務などに奔走し、混乱状態にあることが想定され、議員の情報収集及び要請行動については、状況と必要性を見極め、執行機関の初動対応や応急対応への配慮が必要不可欠となる。

一方で、議会が自らの役割である行政監視牽制機能と議決機能を適正に行役するためには、必要で正確な情報を迅速に早期収集し、内容を精査し、評価・分析することが必要不可欠である。そのため議会と執行機関は、それぞれの役割と責任を踏まえ、災害情報の収集・共有を主体とする協力・連携体制を整え、一丸となって災害対応に全力で当たる必要がある。

### 4. 議会BCPの発動基準

議会BCPの対象とする災害の種別と発動基準は、次のとおりとする。

南海トラフ地震などの大規模災害発生により、町対策本部が設置され、町内、役場機能に甚大な被害が生じた場合とする。

具体的には、町対策本部が第3非常配備を発令した時に町BCPが発動されるため、それと同時に議会BCPを発動することとする。

災害種別	発動基準
地震	1. 町内で震度6強以上の地震が発生した場合
風水害など	1. 台風などによる河川の氾濫、土砂災害、風水害などにより甚大な被害が発生した場合
その他	1. 自然災害のほか、大規模火災などの事故、新型コロナウイルスなどの感染症、大規模なテロなどで、大きな被害が発生した場合、又はそのおそれがある場合 2. その他議長が必要と認めた場合

5. 業務継続に係る体制及び活動基準

(1) 業務継続(安否確認)体制の構築

非常時においても議会が基本的な機能を維持し、業務を継続するためには、議決機関を構成する議員の安全確保とその安否確認がスタートとなる。この初動体制を迅速かつ的確にとることが、議会の機能維持にとって重要であり、その後の業務継続体制の構築に大きく影響する。

また、この業務継続体制は、議会と議会事務局の双方において構築し、それぞれが明確な行動基準に基づき対応することが重要である。

①議会及び議員の体制

ア 議会災害対策支援本部の設置

議長は、災害時において、災害初期から議会機能を的確に維持するため、町対策本部が設置された後、速やかに幸田町議会災害対策支援本部(以下「支援本部」という。)の設置の可否を決定し、迅速な災害対応に当たるものとする。支援本部の構成は、議長、副議長、各学区代表議員で組織し、議会としての意思決定を行うにあたっての事前調整・協議の場としての役割を担い、概要は次のとおりとする。

※支援本部の設置基準は、町対策本部が第2-3非常配備を発令した時とする。

なお、各学区代表議員は各学区の被害状況の把握など、当該地区の情報収集を各区長と協力し行うものとし、代表議員をあらかじめ各学区で選出し、議会事務局に報告する。

幸田町議会業務継続計画(議会BCP)

(支援本部)

役職	議長	副議長	各学区代表議員	
支援本部	支援本部長	支援副本部長	支援本部員	
主な任務	<p>◇支援本部の設置を決定し、会議の事務を統括する。</p> <p>◇町対策本部長と連携・協力し、災害対応にあたる。</p>	<p>◇支援本部長を補佐し、支援本部長に事故あるときは、その職務を代理する。</p>	<p>支援本部長の指示のもと、次の任務に当たる。</p> <p>○支援本部の運営に関すること。</p> <p>○議員の安否に関すること。</p> <p>○議員の参集に関すること。</p> <p>○地元学区の災害情報の収集・公表に関すること。</p>	
災害種別	設置・解散の時期	設置場所	議員の参集時間	会議運営
<p>・地震</p> <p>・風水害など</p> <p>・その他</p>	<p>◇町対策本部の設置後、速やかに議長が支援本部の設置の可否を決定し、議会BCPの発動の解除をもって支援本部を解散するものとする。</p>	<p>◇庁舎5階第2委員会室(状況に応じて、支援本部長が指定した場所)</p>	<p>◇自身と家族の安全を確保し、支援本部長などからの参集場所などの指示に従い、速やかに支援本部などに参集する。</p>	<p>◇会議の進行は、支援本部長が行う。</p> <p>◇協議事項は、その都度支援本部長が決定する。</p>

※庁舎が使用できなくなった場合の支援本部の代替え設置場所

1. 保健センター
2. 消防署
3. 中央公民館

イ 議員の基本的行動

議員は、災害時には、速やかに自身と家族の安全確認、安否確認を行い、自身と家族の安全が確保された段階で次の活動を行うものとする。なお、議員としての立場を踏まえて、活動にあたるものとする。

(i) 支援本部からの議員の参集指示があるまでは、地域の一人として町民の安全確保と応急対応など地域における活動に積極的に従事する。

(ii) 地域活動などを通して、執行機関が拾いきれない地域の被災情報などを収集する。

(iii) 支援本部からの議員の参集指示に速やかに対応できるよう、自身の安否及び居所又は連絡場所を議会事務局に報告し、連絡態勢を常時確保しておく。

(iv) 各地域における被災及び避難所などの状況について、必要に応じて支援本部へ報告する。

特に大災害時は、各区長は地元公民館、コミュニティセンターなどが避難所として開設され、基幹避難所である小学校の運営に携わることが困難となることが見込まれるため、各地区の議員が基幹避難所の運営補助を行い、連絡調整や避難者のケアに努める。

(v) 支援本部員は、議長が支援本部を設置した場合は、上記にかかわらず支援本部の任務にあたる。

ウ 災害発生時期に応じた議員の行動基準

(i) 災害が会議(本会議・委員会)中に発生した場合

議長又は委員長は、直ちに本会議又は委員会を休憩又は散会し、議会事務局職員に対し、議員及び傍聴者の避難誘導その他安全確保のための指示をする。

議員は、速やかに自身の安全を確保し、その上で被災者がある場合にはその救助・支援を行う。その後、家族の安否確認を行うとともに、支援本部長から今後の対応の指示があるまで議会において待機するものとする。

## 幸田町議会業務継続計画(議会BCP)

(ii) 災害が時間外(夜間、土曜、日曜、祝・休日など)に発生した場合(議員が町内にいる状況)

議員は、速やかに自身と家族の安全を確保し、その上で被災者がある場合にはその救助・支援を行う。支援本部員は、議会事務局に安否の報告を行うとともに、支援本部長の指示により参集し支援本部の任務に当たる。その他の議員は、議会事務局に安否の報告を行い、連絡が取れる態勢を確保し、自宅待機又は地域で一町民として支援活動や災害情報の収集に当たるものとする。

(iii) 災害が議員の町内不在時に発生した場合

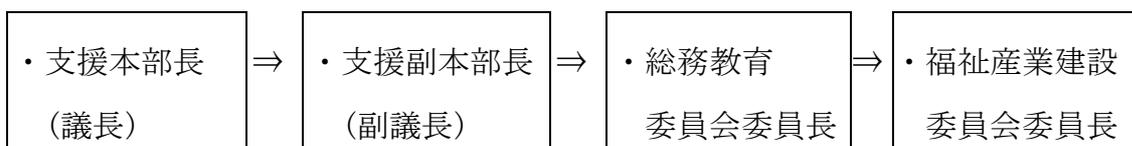
議員は、速やかに自身の安全を確保し、その上で家族の安否の確認を行うとともに、被災者がある場合にはその救助・支援を行う。支援本部員は、議会事務局に安否の報告を行うとともに、支援本部長の指示により参集し支援本部の任務にあたる。その他の議員は、議会事務局に安否の報告を行い、連絡が取れる態勢を確保し、速やかに町内に戻り、自宅待機又は地域で一町民として支援活動や災害情報の収集に当たるものとする。

### エ 支援本部などの指揮命令系統

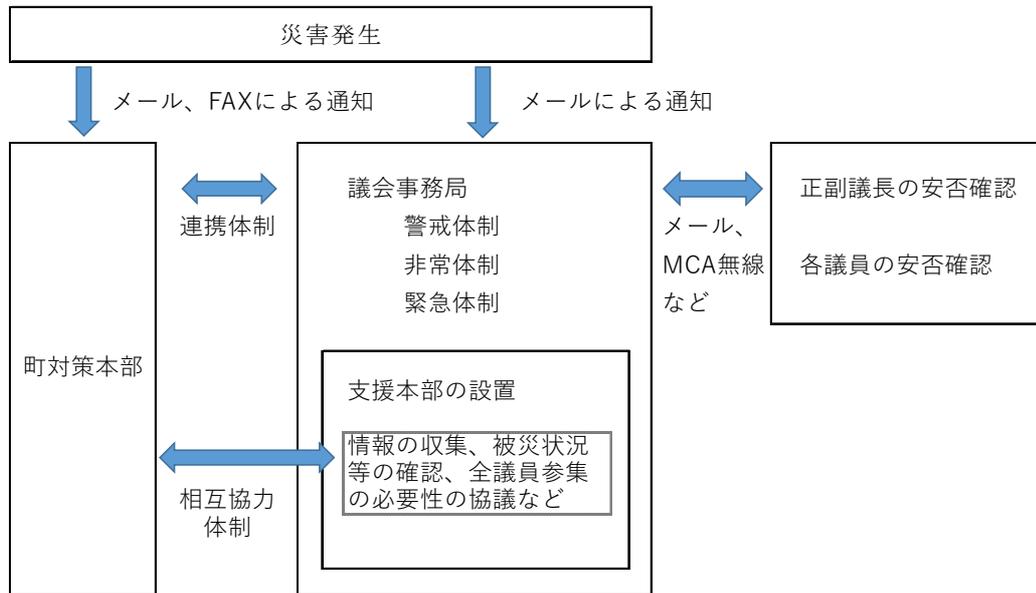
支援本部においては、支援本部長の不在などの場合に備えて指揮・命令の順位を次のとおり定めるものとする。なお、支援本部の第一次招集は、支援本部長(議長)、支援副本部長(副議長)及び支援本部員(各学区代表議員)とし、第二次招集は、その他議員とする。

(命令・指揮)

【支援本部長不在時の代理者】



【災害時の議会・議会事務局の流れ】



②議会事務局職員の体制

町において、町対策本部が設置された場合には、議会事務局職員は、通常業務に優先して速やかに災害対応の業務(以下「(非常時優先業務)」という。)に、当たるものとする。

ア 災害発生時期に応じた議会事務局職員の行動基準

(i) 災害が勤務時間(8時30分～17時15分)内に発生した場合

議会事務局職員は、速やかに自身の安全を確保し、非常時優先業務にあたる。また、家族の安否確認を並行して行う。

【本会議又は委員会開催中】

本会議又は委員会開催中における非常時優先業務は、まず、議長又は委員長の指示に基づき、議員及び傍聴者の避難誘導にあたり、その後、速やかに議員の安否確認を行う。安否確認は、議員安否確認表(別紙様式1)を活用するなど迅速に行う。

【休会又は閉会中】

休会又は閉会中における非常時優先業務は、来庁議員の安否確認、避難誘導を行い、次に全議員の安否確認を行う。その後、非常時優先業務を行う。

(ii) 災害が時間外(夜間、土曜、日曜、祝・休日など)に発生した場合

議会事務局職員は、速やかに自身と家族の安全・安否確認を行い、安全を確保するとともに、住居の被害状況を確認し、その後、災害時の配備基準に従い、速やかに指定された場所へ参集し非常時優先業務にあたる。

【議会事務局職員の非常時優先業務】

- 来庁者の避難誘導、被災者の救助・支援
- 職員の安否確認
- 議会事務局の被災状況の確認と執務場所の確保
- 議会事務局の電話、パソコンなどの情報端末機器の稼働の確認
- 議員の安否確認
- 支援本部の設置
- 町対策本部などとの連絡体制の確保
- 災害関係情報の収集・整理、議員への発信
- 電気、水道、ガスなどインフラの確認
- 議場、委員会室などの被災状況の確認及び支援本部設置場所の確保
- 議場、委員会室の放送設備の稼働確認
- 公印の確認、保管
- 議長車の管理
- 他団体、町村議会などの状況確認
- 議員報酬、費用弁償の支払い

イ 議員への安否確認方法

(i) 情報通信が使用できる場合

## 幸田町議会業務継続計画(議会BCP)

議会事務局職員のスマホからLINEで議員のスマホに一斉送信する。その後、返信がない場合は、議会事務局の固定電話などから議員の携帯電話や固定電話に連絡する。

なお、議長と副議長については、LINEでの送信に加えて、直接電話で安否を確認する。

### (ii) 情報通信が使用できない場合

災害用伝言ダイヤル 171 (0564-63-5151) を活用し、安否を確認する。また、各地区避難所のMCA無線を活用し安否の連絡を行うことも想定する。

## ウ 議員の安否確認事項

議員安否確認表(別紙様式1)に基づき次の内容を確認する。

- (i) 議員とその家族の安否状況
- (ii) 議員の所在地
- (iii) 議員の居宅の被害状況
- (iv) 議員の参集の可否と参集が可能な時期
- (v) 議員の連絡先(家族などの連絡先)
- (vi) 地域の被災状況
- (vii) その他

## (2) 行動時期に応じた活動内容の整理

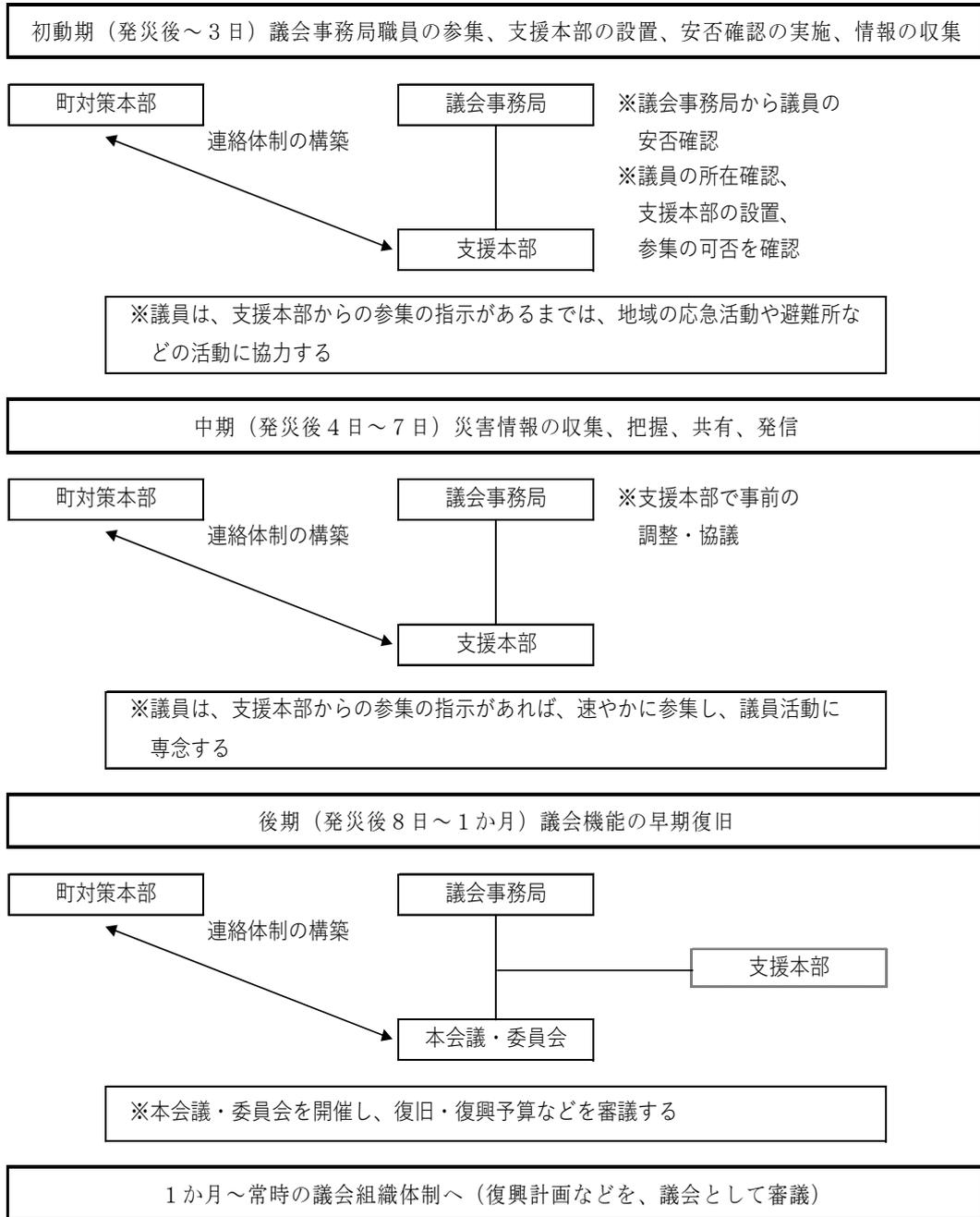
災害時においては、発災からの時期に応じて求められる行動や役割は大きく変化することから、それぞれの時期(初動期、中期、後期)に応じた行動形態や行動基準を定めることは必要不可欠であり、災害が休日・夜間に発生した場合を基本的行動パターンとして整理する。

なお、後期からの平常時に移行する段階では、災害の程度に応じて執行機関によって復興計画の策定が考えられるが、当該計画においては、より議会の責任を明確にするなどの検討が必要である。

# 幸田町議会業務継続計画(議会BCP)

## ①行動形態

(災害が休日・夜間に発生した場合)



②行動基準

(災害が休日・夜間に発生した場合)

【地震の場合】

時期	議会事務局職員の行動	支援本部の行動	議会・議員の行動
【初動期】 災害発生 直後～24 時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇自身と家族の安全確保</li> <li>◇災害情報の確認</li> <li>◇指定された場所へ参集</li> <li>◇議会事務局の被災状況の確認(支援本部の場所決定)</li> <li>◇議員の安否確認</li> <li>◇職員の安否確認</li> <li>◇支援本部の設置</li> <li>◇町と連絡体制確保</li> <li>◇各種設備の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇支援本部の設置</li> <li>◇災害関係情報の収集</li> <li>◇町対策本部などとの連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇自身と家族の安全確保</li> <li>◇議会事務局に安否報告</li> </ul>
24時間 ～48時 間	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇議員の安否確認</li> <li>◇職員の安否確認</li> <li>◇議場、委員会室などの被災状況の確認</li> <li>◇議場などの放送設備の確認</li> <li>◇支援本部の運営</li> <li>◇災害関係情報の収集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇議員の安否などの情報整理</li> <li>◇情報を収集し、全議員招集の有無を協議</li> <li>◇町対策本部などとの情報の共有</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇支援本部からの指示があるまでは地域活動</li> <li>◇災害関係情報の収集</li> <li>◇地域での救援、救助活動、避難所運営などへの協力</li> </ul>
48時間 ～72時 間	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇支援本部の運営</li> <li>◇災害関係情報の収集・整理・発信</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇情報を収集し、全議員招集の有無を協議</li> <li>◇町対策本部などとの情報共有</li> <li>◇議会運営事項の協議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇支援本部からの指示があるまでは地域活動</li> <li>◇災害関係情報の収集</li> <li>◇地域での救援、救助活動、避難所運営などへの協力</li> </ul>

幸田町議会業務継続計画(議会BCP)

			◇支援本部からの指示に 即応できる態勢の確保
【中期】 4日～7 日	◇支援本部の運営 ◇災害関係情報の収集・ 整理・発信 ◇議会再開に向けた準備	◇情報を収集し、全議 員招集の有無を協議 ◇議会運営の再開準備 (開催場所、議案な どの協議) ◇災害初動対応の進捗 状況の確認	◇支援本部からの指示を 踏まえて行動 ◇地域での災害情報、意 見、要望などの収集 ◇地域での救援、救助活 動、避難所運営などへ の協力 ◇支援本部からの指示に 即応できる態勢の確保
【後期】 8日～1 か月程度	◇支援本部の運営 ◇議会再開に向けた準備 ◇通常業務に移行	◇本会議、委員会の開 催準備 ◇復旧体制などの確認	◇支援本部からの指示に より、議員活動に専念 ◇本会議、委員会の開催 ◇議決事件の審議・議決 ◇復旧活動に関する国・ 県への要望などの検討 ◇復興計画の審議 ◇通常の議会体制への移 行

③議員の参集方法など

議員は、支援本部から参集の指示があった場合には、自身と家族の安全を確保した上で速やかに参集するものとする。なお、自身や家族の被災、住居の被害により参集できない場合には、その負傷などの対応後に参集するものとし、また、参集が不可能な場合には、必ずその旨を議会事務局に報告するとともに、常に連絡が取れる態勢を確保しておくものとする。

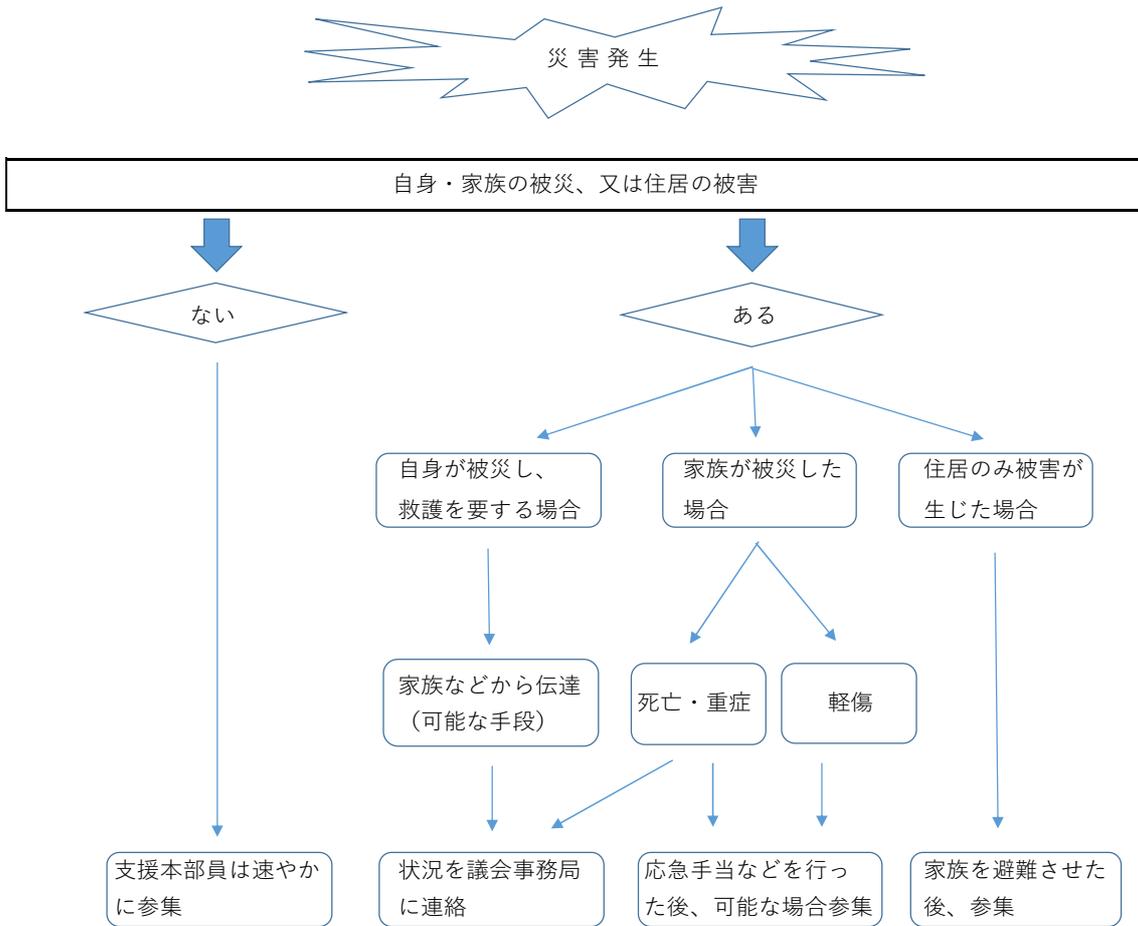
【議員参集基準】

災害種別	参集方法(手段)	参集場所	服装	携帯品
地震・風水害・その他	◇公共交通機関が利用できないことを想定し、徒歩での参集を基本に、道路状況などを踏まえ、安全を最優先に考え必要な交通手段にて参集	◇庁舎が被災していない場合 ⇒議会事務局(庁舎5階) ◇庁舎が被災した場合 ⇒支援本部長が指定する代替施設・場所	◇防災服、ヘルメット、防災靴の着用を基本に、自身の安全を確保できる服装 ◇冬季は防寒対策を行う	◇携帯電話、筆記用具、飲料水、3日分の食料、軍手、マスク、着替えなど (議員個人用の緊急持出し袋を用意することが望ましい)

※参集途中、被災者の救護・救命が必要となった場合には、当該救援活動を優先する。この場合、直ちに議会事務局に報告する。

※参集途中、参集に支障にない可能な範囲で災害情報を収集する。

【議員の参集フロー】



※参集は、支援本部の指示により行う

(3) 議会審議を継続するための環境整備

災害によって庁舎の施設や設備の機能が制限される状況において、議会の機能を維持するためには、議会運営を継続できるよう、特に必要となる資源の現状と課題を踏まえ、事前に必須の資源確保に向けた環境の整備が必要である。

①代替え施設

庁舎が使用できなくなることも視野に入れ、代替施設の確保をあらかじめ検討することが必要である

②備蓄品などの確保

備蓄品については、標準7日間、最低3日間の非常用食料・飲料水を備蓄するのが基本的な考えとなっている。

しかしながら、議会においても議員と議会事務局職員を対象とした食料などの備蓄品は確保されていない。災害によっては、議員と議会事務局職員は、数日間議会に滞在し、継続的に業務に従事することが想定されることから、計画

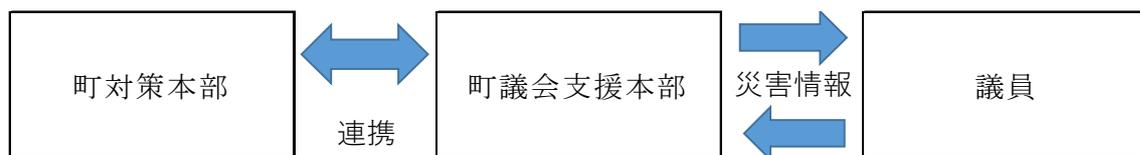
的に備蓄品(非常用食料・飲料水、簡易トイレ、防災毛布などの生活必需品、防災キット)などを確保する必要がある。

## 6. 情報収集

議会として継続性のある適正な審議、判断、決定を行うに当たっては、地域の災害情報を迅速で的確に把握することが前提となる。災害情報は、幸田町地域防災計画に基づき町対策本部に集積されることから、当該本部などを通して情報を得ることが効率的で現実的である。

一方、より地域の実情に詳しい議員が収集した、地域の詳細な災害情報を報告することで、執行機関側の災害情報を補完することになる。これらのことから、災害情報を的確に把握し、迅速に災害対応に当たるためには、執行機関と議会との綿密な情報共有が必要である。

そのために、町対策本部と町議会支援本部において、組織的な連絡・連携体制を確立することが重要である。



### (1) 地域の災害情報の収集

議員は、町が把握する災害情報に加えて、議員としての地域性や立場から、より地域の災害状況や町民の声を把握することが可能である。そのため、議員は支援本部からの参集指示があるまでは、一町民として、地域での救助活動などに協力するとともに、災害状況の調査や町民の意向の収拾、把握に努めるものとする。

議員が収集する情報は、町が把握しきれない被害情報を補完するなど、非常に有益である。一方、その情報の混乱と錯綜によって、結果的に町の迅速な災害対応の支障になるおそれもあることから、そのような事態を避けるとともに、災害情報の整理・分析の効率化につなげるため、あらかじめ議員が収集した情報を支援本部に集積し、整理しておくことが重要である。

また、町民への災害情報のフィードバックや議員間での情報の共有化を図るため、情報の収集・発信などについて必要な情報を精査するなど、情報管理の仕組みを構築することが必要である。

(2) 町対策本部と支援本部との情報共有体制の確立

支援本部は、災害発生時には、町対策本部から町内被災状況の情報提供を求めるとともに、議員が収集する情報は、町が把握しきれない情報を補完するなど、非常に有益であることから、必要に応じて支援本部を通じて町対策本部に情報提供する必要がある。

町対策本部が収集する災害情報と支援本部の議員が収集した被災情報を相互に共有し、災害被害状況を効率的・効果的に整理・分析することにより、迅速で精度の高い被災情報の把握につながると考えられる。このことは、被災された町民への素早く的確な救護・救援活動に対応できることにつながる。

こうしたことから、町対策本部と支援本部との災害に係る情報共有体制を築くことはたいへん重要である。

なお、人命に関わるような特に緊急を要する場合以外は、議員個人から町対策本部への直接の伝達を行わないこととする。これは、町職員が応急対策業務に専念できるよう配慮したものであり、議員個人から町対策本部への直接の情報提供や問い合わせ、要請などは行わないことを原則とするものである。

7. 議会BCPの発動の解除及び支援本部の廃止

議長は、議会の機能が十分に回復し、平常の議会運営に移行したと判断するときは、議会BCPの発動を解除する。

また、議会BCPの発動の解除をもって、支援本部を解散する。

8. 議会BCPの見直し

議会BCPに基づく必要資源の確保や実際の災害などの教訓から得られた情報、新たに発見された課題などについては、適切に計画に反映させ、当該計画を着実にレベルアップさせていく必要がある。また、防災上の重要課題に対する対策が完了した場合や実施すべき内容・手順などに変更が生じた場合においても、それらを当該計画に反映させる必要があることから、必要の都度、議会BCPの適宜改正、見直しを行う。

議会BCPの見直しは、議会運営委員会を中心に行うものとする。

9. 計画の体系図

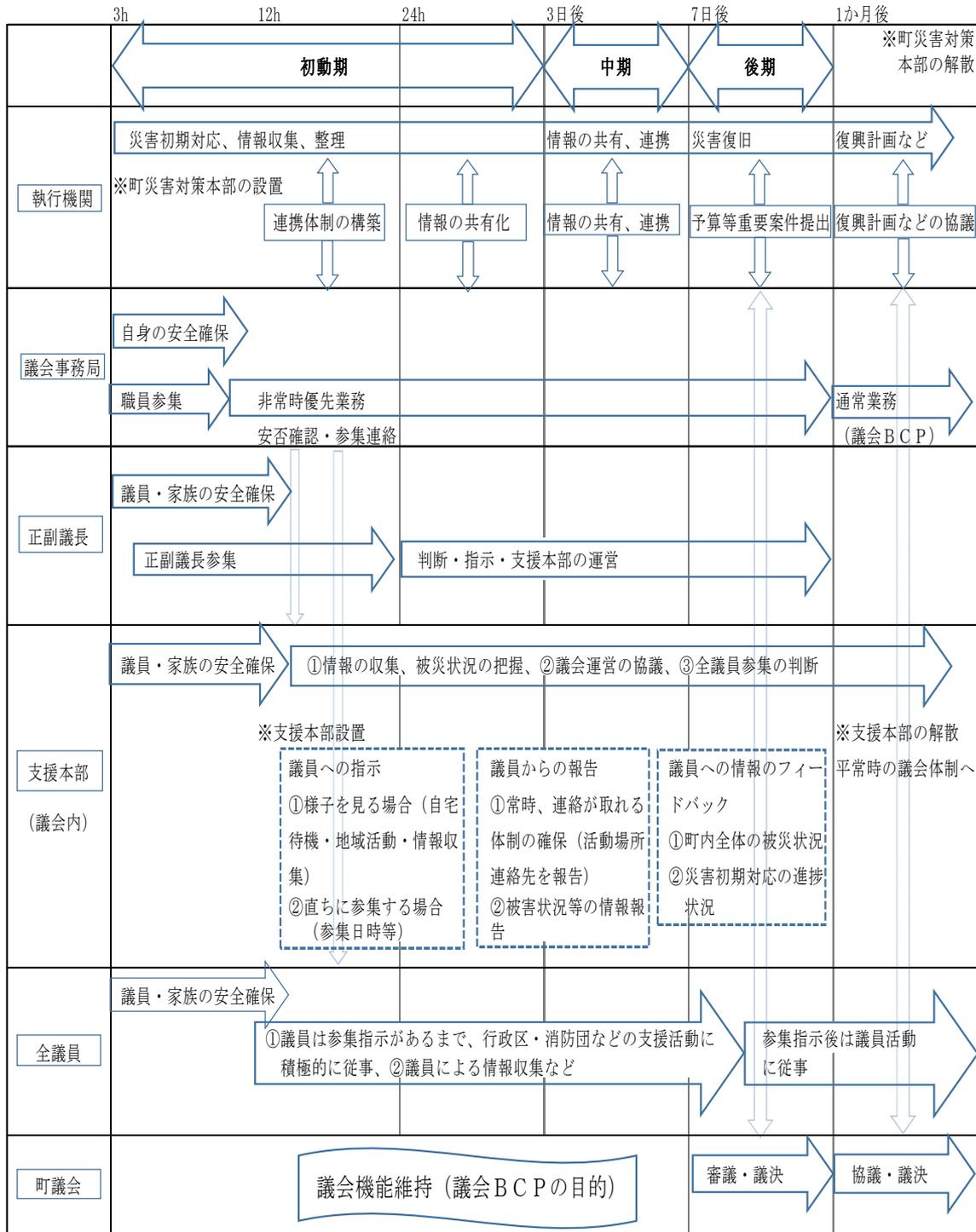
(1) 時系列にみる災害時の基本的行動パターン

計画の全般的な体系イメージとして、発災から1か月程度までの行動などについて、災害(地震)が休日・時間外に発生した場合を一つの基本的行動パターンとして整理する。

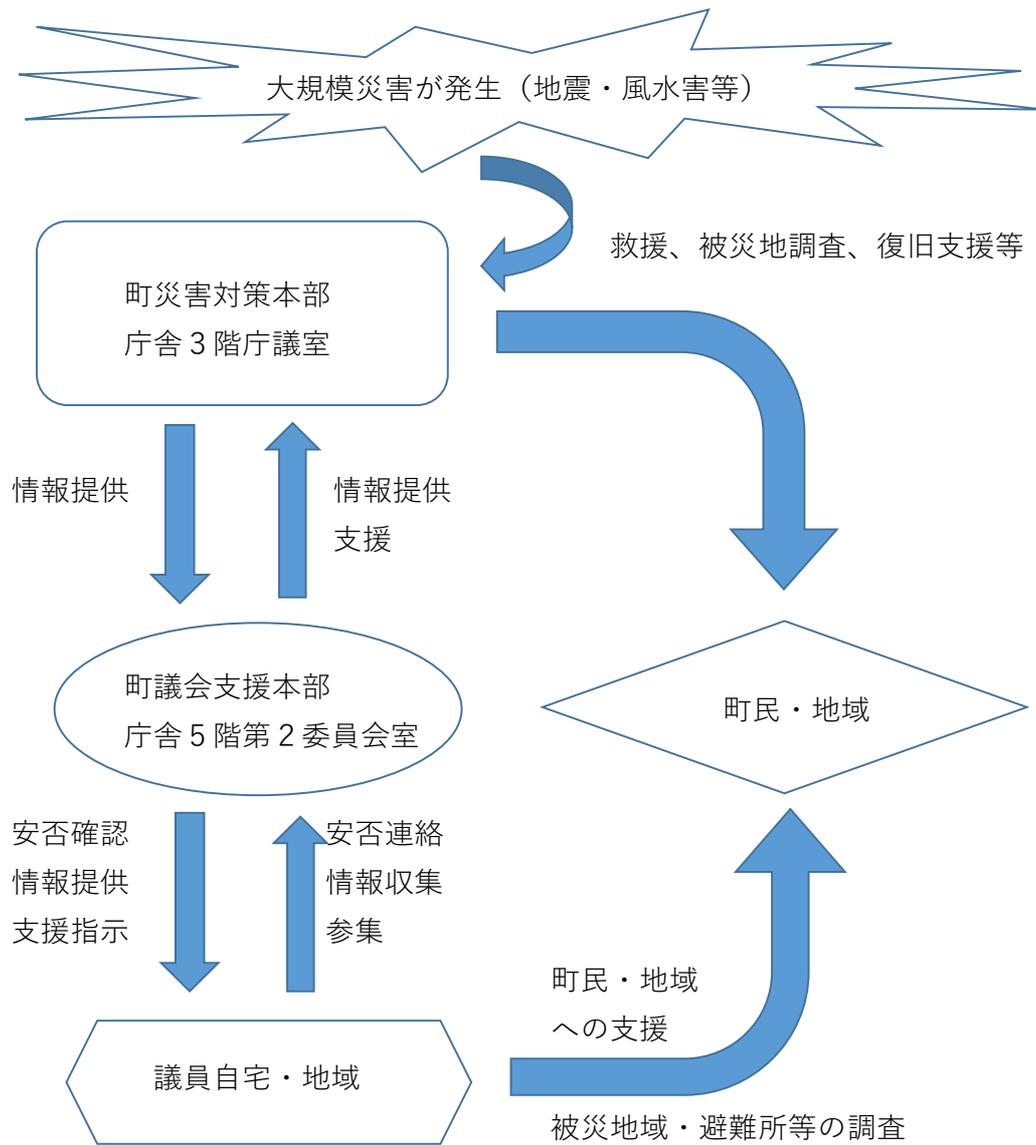
# 幸田町議会業務継続計画(議会BCP)

(資料参照)

◇時系列にみる災害時の基本的行動パターン(※災害が休日・時間外の場合)



(2) 幸田町議会災害対策支援本部の対応(フロー)



10. その他の災害時の行動マニュアル

上記議会BCP発動要件に該当しない災害時の対応は、以下のとおりとする。

(1) 台風などにより町対策本部が設置され、避難所が開設された場合

支援本部は開設しないが、各議員は区長と連携し、各地区の避難所運営に積極的に協力する。

その場合、防災服の着用を原則とする。

また、状況把握のため、町タウンメールに登録を行うこと。

(2) 大規模被害が発生した場合

議長は、必要に応じて臨時の議会運営委員会を招集し、議会日程その他対応などを検討する。

また、震度5弱から震度6弱の地震が発生した場合は、電話にて議会事務局に自身とその家族の安否状況や所在地、居宅の被害状況、参集の可否と参集が可能な時期、連絡先(家族などの連絡先)などを報告する。

また、地域の被災状況を把握した場合は、速やかに町対策本部または議会事務局に報告するものとする。

(3) 議会など開会時における町対策本部の設置に係る対応方針

議会開会時の緊急措置は、別紙対応方針による。

## 議会など開会時における町災害対策本部の設置に係る対応方針について

このことについては、議会運営委員会又はそれに代わる緊急措置としての対応と議会の御理解を前提に、想定される各場合における対応は、次のとおりとする。

### 1 開会前から警報発令など、町災害対策本部が設置されている場合

- ・ 災対本部によるその後の被害予測、調査、復旧対応などの判断に基づき、開会、又は順延など、臨機応変に対応する。(第2-2非常配備が敷かれている場合は順延)

### 2 本会議中に警報発令、時間雨量30mm以上の場合

- ・ 特に緊急を要する状況でない限り、区切りのいいところまで審議などを続行し、その後「暫時休憩」とし、町災対本部会議を開催の上、状況を見極め再開する。

### 3 震度4以上の地震が発生した場合

- ・ 議長判断により、発言を止め「暫時休憩」を宣言し、身の安全を確保する。
- ・ 「暫時休憩」を解き、総務部長から震度を報告。  
《震度4》ならば、区切りのいいところまで審議などを再開し、その後再度「暫時休憩」とし町災対本部会議を開催の上、状況を見極め再開する。  
《震度5以上》ならば、即、再度「暫時休憩」とし、町災対本部会議を開催の上、状況を見極める。

### 4 その他

- ・ 本会議中の警報、地震など発生の場合には、防災安全課から総務部長及び議会事務局長に対して、その状況と対応などを見据えたメモ入れをすることとする。

◎協議会、委員会などについても、本対応方針に準じることとする。

幸田町議会業務継続計画(議会BCP)

議員安否確認表(別紙様式1)

確認日時	月日		議員氏名	
	時間			
確認者名			議員居所	

安否状況	議員本人	被災	有 ⇒ 重体 重症 軽傷 その他 ( )	
			無	
	家族	被災	有 ⇒ 配偶者 子ども その他 ( )	
			無	
所在地	町内	⇒ 自宅 自宅外 ( )		
	町外	⇒ 場所 ( )		
居宅の状況	被害	有 ⇒ 全壊 半壊 一部損壊 床上浸水 床下浸水 その他		
		無		
参集の可否	可 否	参集可能な時期		
連絡先	議員との連絡がとれない場合は、家族の連絡先を記入			
地域の被災状況				
その他				

幸田町議会業務継続計画(議会BCP)

議員参集状況調書及び災害被害状況報告書(別紙様式2)

報告者 (議員)			
交通手段	徒歩・自転車・バイク	所要時間	
出発場所 ・時刻		到着場所 ・時刻	

【調査事項】

被害発生場所 (目標物)	覚知時刻	被害の状況

- ※ 本報告書は、支援本部への参集途上等に周囲の被害状況を調査し、後の応急対策・復旧活動に活用する。参集後、直ちに「支援本部」に提出。
- ※ 調査事項の内容は、①人的被害状況、②家屋等の物的被害状況、③火災等の発生状況、④避難の状況、⑤道路・橋梁・ライフライン(電気・水道・ガス・電話)の被害状況を記入する。

議員へのメール文例(別紙様式3)

【支援本部員】

地震・風水害・その他 → 議長、副議長及び各学区代表議員に送信

(1)表題：幸田町議会災害対策支援本部員の参集について

(2)本文：議会事務局の〇〇です。〇月〇日〇時〇分（地震規模等）のため、幸田町災害対策本部が設置されております。

幸田町議会BCPの発動基準に相当する災害と判断し、幸田町議会災害対策支援本部を設置しますので、議長、副議長及び各学区代表議員は、役場5階第2委員会室に参集してください。

なお、参集に当たっては、自身の安全確保を最優先し、服装・携帯品にもご留意ください。

また、次の内容について確認を行いたいので、速やかに返信してください。

- ① 氏名
- ② 自身の家族の被災の有無
- ③ 現在の所在地（自宅又はその他の場所）
- ④ 居宅の被害の有無
- ⑤ 登庁予定時間

【その他の議員】

地震・風水害・その他 → 全議員に送信

(1)表題：安否確認について

(2)本文：議会事務局の〇〇です。〇月〇日〇時〇分（地震規模等）のため、幸田町災害対策本部が設置されております。

幸田町議会BCPの発動基準に相当する災害と判断し、幸田町議会災害対策支援本部が設置されました。

議会BCPに基づき、次の内容について確認を行いたいので、速やかに返信してください。

なお、参集の指示があるまでは、地域の活動に従事し、連絡の取れる体制を確保してください。

- ① 氏名
- ② 自身の家族の被災の有無
- ③ 現在の所在地（自宅又はその他の場所）
- ④ 居宅の被害の有無

## 町議会支援本部員名簿

令和5年6月2日時点

小学校区	支援本部員名
坂崎小学校区	野坂 純子
幸田小学校区	吉本 智明
中央小学校区	都築 幸夫
荻谷小学校区	稲吉 照夫
深溝小学校区	笹野 康男
豊坂小学校区	田境 毅

幸田町議会業務継続計画(議会BCP)

令和2年8月19日策定

令和5年4月1日改訂

編集発行 幸田町議会

幸田町大字菱池字元林1番地1

TEL : 0564-63-5151 (直通)

E-mail : gikai@town.kota.lg.jp